

令和8年度 指導監査実施方針

【乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター】

横浜市こども青少年局監査課

指導監査は、児童福祉施設の適正な運営を担保するため、児童福祉法等の関係法令及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等に基づき実施します。指導監査を効率的かつ効果的に行うため、今年度は下記に定める重点事項を中心に実施します。

あわせて、前回監査での指摘事項の改善状況を確認し、改善が図られていない場合は継続的に是正指導を行い、改善の徹底を図ります。また、施設の運営について、重大な法令違反等の問題が発生した場合等は必要に応じて特別指導監査等を実施します。

【重点事項】

1 適正な施設運営の確保

- (1) 配置基準に基づく必要な職員数が確保されているか。
- (2) 安全計画を策定し、防犯に係る安全の確保等、当該計画に基づく取組みを実施しているか。
- (3) 事故発生時の緊急対応等が適切に行われているか。また、事故の再発防止策を講じ、職員間で周知徹底しているか。
- (4) 非常災害に備え、非常災害対策計画の内容や関係機関への通報・連絡体制について、定期的に職員あて周知しているか。また、避難訓練及び消火訓練については、各々少なくとも毎月1回以上実施しているか。
- (5) 施設運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。（児童家庭支援センターは努力義務。）また、定期的に第三者評価を受け、その結果を公表しているか。（児童家庭支援センターを除く。）

2 適切な養育・支援の提供

- (1) 児童の人権に十分に配慮するとともに、こどもの性被害防止に向けた取組や一人ひとりの人格を尊重した適切な養育や支援を行っているか。
- (2) 施設の設定備や環境を整え、保健的環境や安全の確保に努めているか。
- (3) 個々の児童について自立支援計画等を作成し、これに基づいた支援が提供されているか。また、実施状況についての評価、計画の見直しを行っているか。
- (4) 給食の献立について、変化に富み、児童の健全な発育に必要な給与栄養量を含有し、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- (5) 調理従事者の衛生管理、食器・調理器具などの洗浄・消毒、食品の適正な温度管理など衛生管理に努めているか。
- (6) 児童こどもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。

3 適正な会計処理の実施

- (1) 財産及び収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。
- (2) 措置費の支出が施設運営に要する適切な用途に対するものとしているか。
- (3) 措置費の弾力運用を行う場合は、その要件を満たし、限度額の範囲内か。
- (4) 当期末支払資金残高は、当該年度の措置費収入の30%以下の保有としているか。
- (5) 措置費を原資とした、同一法人内における貸借について、年度内に清算しているか。法人外への貸し付けを行っていないか。